

川国保発第610号

平成30年 7月10日

川越市国民健康保険運営協議会
会長 中村文明様

川越市長 川合善明

川越市国民健康保険税の賦課限度額及び税率等の改定に
ついて（諮問）

標記の件について、下記のとおり改定したいので、川越市国民健康保険に関する規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税賦課限度額の改定について

(1) 改定の内容

国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額を、54万円から58万円に改める。

区分	現行	改定案	差
基礎課税額分（医療分）	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	なし
介護納付金分	16万円	16万円	なし
合計	89万円	93万円	4万円

(2) 施行期日

平成31年4月1日（平成31年度課税分から適用）

2 国民健康保険税率等の改定について

(1) 改定の内容

国民健康保険税の均等割額及び所得割の税率を、次のように改める。

区 分	項 目	現 行	改定案	差
基礎課税分 (医療分)	所得割税率	7.35%	7.35%	—
	均等割額	21,800円	23,300円	1,500円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.20%	2.20%	—
	均等割額	6,400円	7,300円	900円
介護納付金分	所得割税率	1.40%	2.00%	0.60%
	均等割額	9,000円	10,200円	1,200円

(2) 施行期日

平成31年4月1日（平成31年度課税分から適用）

3 改定に係る考え方等

別添「国民健康保険税改定に係る基本的な考え方」のとおり。